

新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン(沖縄県立名護青少年の家)

令和2年7月1日

一部改訂 令和2年9月6日

一部改訂 令和3年4月14日

一部改訂 令和3年7月9日

一部改訂 令和3年11月1日

一部改訂 令和4年5月27日

指定管理者

一般財団法人沖縄美ら島財団

今後も新型コロナウイルス感染には引き続き注意を要するため、沖縄県立名護青少年の家では下記の取り組みを実施します。なお、今後の感染拡大の状況を踏まえ、取り扱いを変更する場合があります

1. ご利用条件について(宿泊・日帰り利用及び各事業への参加者共通)

- 「マスク着用」については、屋内において、他者と身体的距離(2m以上を目安)が取れない場合、他者と距離が取れるが会話を行う場合、屋外において他者と距離が取れず会話を行う場合はマスク着用を推奨します。なお、屋内において他者と身体的距離が取れて会話をほとんど行わない場合のマスク着用については任意とする。屋外において、他者と身体的距離が確保できる場合、他者と距離が取れない場合であっても会話をほとんど行わない場合はマスクの着用は任意とする。特に夏場については、熱中症予防の観点からマスクを外すことを推奨します。また、乳幼児(小学校に上がる前の年齢)のマスク着用にはご注意ください。特に2歳未満児は推奨されません。2歳以上の就学前の子どもについても、個々の発達の状況や体調等を踏まえる必要があることから、他者との身体的距離にかかわらず、マスクの着用を一律には推奨しません(その場合は担当職員にご相談ください)。
- 来所時の咳エチケット、手洗い・手指消毒の徹底をお願いします。使い捨てマスク着用時はお一人様複数枚をご用意ください。
- 来所前に施設利用者全員の各自体温測定実施の徹底をお願いします。検温していない方については来所時に体温測定していただきます。

- 発熱や風邪の諸症状、体調がすぐれないなどの症状がある場合は来所を自粛するようお願いします。来所後に症状が確認された場合は施設利用を控えていただきます。(症状によっては隔離又は退所していただきます)
- 利用希望団体に対しては、沖縄県発表のガイドラインによる身体的距離の確保三密といった「新たな生活様式」を踏まえた研修スケジュールとなるようお願いします。また、ご利用前に団体責任者との入念な事前調整を行います。
- 当面の間、受け入れ団体を2～3団体:120人前後(各宿泊室定員数の半分)とさせていただきます。
- 来所の際は館内での履物を(上履き等可)をご持参ください。(当所のスリッパも利用できます)
- 宿泊団体の責任者は、翌朝の児童・生徒等の体調確認、体温測定の実施をお願いします。体温計を忘れずご持参ください。
- 当面の間、宿泊団体の朝の集いは、複数団体の場合は実施いたしません。(1団体のみの場合は実施を検討します)
- 宿泊団体の責任者はシーツ係りを選出し、シーツ係はリネン室前で手指消毒した後にリネン室に出入りするようにし、係りのみで持っていくようお願いします。翌朝はシーツ係りで返却カゴに返却してください。
- 野営用テント持ち込みの場合は、事前に消毒していただくようお願いします。
- クラフト(工作体験)は参加人数を制限します。また、参加者は会話を行う場合はマスク着用を推奨します。道具等については事前に職員がアルコール消毒したものを使用します。終了後は利用者様で消毒して頂くようお願いします。
- 野外炊飯については当面の間、旧・新エリアごとに1団体での利用とし感染状況を踏まえ利用者数を制限する場合があります。火の担当者等は熱中症予防の観点から、カマド管理の間はマスクを外すよう指導します(但し、大声で話したりしないようお願いします)。また、感染拡大状況等によっては野外炊飯の利用者受入れを停止する場合があります。

○ハイキングや登山コースご利用の際は、身体的距離を確保し歩くようお願いします。また、熱中症予防の観点からマスクを外すよう指導します(但し、大声で話したりしないようお願いします)。

○清掃用具入れ(廊下、大浴場、体育館)にもアルコール消毒液を設置します。用具使用後は利用者様で消毒をお願いします。

○感染が確認されている国や地域から帰国された方については、14日以上経過し、諸症状が無い方は受け入れ及び施設利用が可能です。但し、十分な健康観察と感染防止対策の徹底をお願いします。体調不良の際は施設利用の中止または延期をお願いします。

○発症し帰宅された方がいる場合は、その後の経過(診断結果等)について、当所へ必ず連絡するようお願いします。また、退所後2週間の間に各団体等の利用者が発症した場合も、当所に必ず連絡するようお願いします。

○施設利用者の把握のため接触確認アプリ(COCoA)や、各地域の通知サービス(RICCA)を奨励します。※アプリのQRコードを各施設に掲示しておりますのでご利用ください。

○感染拡大状況等によっては、屋内施設の利用時間を短縮する場合があります(9:00~20:00まで)。

○体育館利用については、感染状況を踏まえ1日の利用時間:平日90分、土日・祝日120分までとする場合があります(但し、準備片付けの時間は含まない)。

2. 主催・自主事業の開催について(宿泊・日帰り事業共通)

○定員数は30人以内(6家族程度)を目安にするなど規模を縮小し実施する場合があります。

○感染状況によっては事業実施当日の朝、参加者全員の健康状態等について電話確認させていただく場合があります。

○感染拡大状況並びに名護青少年の家のガイドラインに基づく感染症対策を十分に講じることが出来ないと判断した場合は、各事業の規模縮小、開催を延期又は中止させていただきます。

3. 施設管理について(宿泊・日帰り利用共通)

- 飛沫感染防止対策として、本館事務所カウンター等対面となる箇所に透明ビニールシートを設置しています。
- 宿泊団体の1日最大受入れ数や宿泊人数等を管理することにより施設利用者数を制限させていただきます。
- 社会情勢等により活動時間を制限させていただきます。(施設利用時間の短縮)
- 施設利用事前打合わせは原則、利用希望団体の代表者様1名の参加でお願いします(施設下見等のため複数名で来所される場合、打合せ中はロビー等でお待ちいただく場合があります)。事前打合わせ日についても、原則実施日の2週間前とさせていただきます。また、施設案内等についても必要最小限に留めさせていただきます。
- 講堂や研修室等の日帰り利用についても当面の間、定員数を減らし、個人間の身体的距離を保つような配席とします。
- 男女大浴場はシャワーのみの使用とし、浴槽への水張りを中止します。また、一度に入浴できる人数の制限および短時間利用をお願いします。これに伴い、活動時間が短縮される場合があります。
- 当面の間、テント宿泊人数の制限及びキャンプ場(野外炊飯棟含む)への入場者数を制限します。
- 本館エレベーターは車イス等および付添いの方を優先し当面の間、定員数も制限させていただきます。
- 来所者やスタッフが手指消毒できるよう、入口、トイレ等、施設各所に手指消毒液等を設置します。
- ドアノブ、手すり等利用者がよく触れる箇所や体育館のカギ、バスケットゴールリモコン等の清掃・消毒を徹底します。(利用者様の協力をお願いする場合があります)
- 各施設の換気を徹底します(空調機器使用時も換気扇又は扇風機等を使用し頻繁に換気を行うようお願いいたします。換気窓は2ヶ所以上開けてください)。
- 食堂利用時の料理の提供等については、大皿での提供は行わず原則個別とさせていただきます。但し、各配膳者を1名決定していただき、責任者による配膳の協力をお願いする場合がございます。

○食堂利用の際は、横並びで配席し黙食をお願いします。また、食事の提供から片付けまでの一連の流れにおいて、感染リスクを取り除くようご協力をお願いします(使用したテーブル等のアルコール消毒の協力をお願いします場合があります)。

○宿泊利用団体のトイレのご利用については、各団体指定されたトイレのみのご利用をお願いします。

○トイレは朝と夕方に職員が消毒を行います。個室利用の際は便座のフタを閉めて汚物を流すようお願いいたします。飛散防止のため当面の間和式トイレは使用できません。

4. 利用中に発熱・咳等の症状が出た場合について

○発熱等の症状が出た場合は、新型コロナウイルス感染症の疑いと想定して対応します。

○団体内で以下の症状が発症した場合、職員にその旨をお知らせください。

症状:発熱、咳、だるさ(倦怠感)、息苦しさ(呼吸困難)、のどの痛み味覚・嗅覚の低下、など

○発症者と同室宿泊者は感染拡大防止のため、同室内で待機し、マスク着用の上、外に出ないようにお願いします。(その際、2週間以内に国外、県外感染地域への渡航歴、当該在住の方との接触の有無、発熱や呼吸器症状等がないか等を確認させていただきます。該当した方は、救急病院または保健所の指示に則した対応をとります。)

○団体代表者は、発症者および同室宿泊者の保護者・家族等に連絡をしていただき、医療機関等への搬送や帰宅(退所)に向けた対応をお願いします。

※必ず、緊急車両を1台ご準備ください。

5. 利用後について(宿泊・日帰り利用・事業共通)

○発症し帰宅された方がいる場合は、その後の経過(診断結果等)について、施設に必ず連絡をお願いします。

○退所後2週間の間に各団体の利用者が発症した場合も、施設に必ず連絡をお願いします。その後、保健所と調整を行い利用者名簿等を保健所等の公的機関に提供する可能性がありますのでご了承ください。

6. 職員の感染予防対策について

- 出勤前後の体温測定(記録)、マスクの着用、手洗い・手指消毒を徹底します。
- 職員の健康管理を徹底し、発熱や咳等の体調不良時には出勤させない体制をとります。

別表【施設利用制限人数の目安】

区 分	最大収容人数		最大収容人数	備 考
1日当たりの受入れ団体数	4団体	⇒	2団体	保健室確保のため通常時4団体までとしている
2F宿泊室	120名		60名	制限人数は各部屋の定員の半分とした
3F宿泊室	120名		60名	
2F研修室	48名		32名	文科省：学校再開ガイドライン参考
3F研修室	96名		58名	
講堂(テーブル利用)	160名		80名	
食堂(通常利用)	150名		70名(対面交互着席)	
新野外炊飯棟	80名程度		40名程度	
旧野外炊飯棟	40名程度		20名程度	
大浴場(2F・3F)	25名		25名	シャワー設置数
体育館	2団体		1団体	